

議会第1号

塩尻市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例

塩尻市議会の議員の定数に関する条例（平成14年塩尻市条例第27号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「20人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の塩尻市議会の議員の定数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

平成26年11月28日

提出者 塩尻市議会議員 古 烟 秀 夫

賛成者 同 山 口 恵 子

同 中 村 努

同 丸 山 寿 子

議員提出議案 議会第1号関係資料

塩尻市議会の議員の定数に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、塩尻市議会の議員の定数を <u>20人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、塩尻市議会の議員の定数を <u>22人</u> とする。